



紀宝警察署
前田 大輝 地域交通課長

自転車は「車両」として
を再認識してください

昨年、県内で発生した自転車に関与する交通人身事故の特徴を見ると、約7割が交差点やその付近で発生しています。その要因としては、自転車運転者による周囲の車の動静不注視や安全不確認のほか、信号無視や一時不停止などが挙げられ、自転車側の7割以上に何かしらの法令違反が認められます。

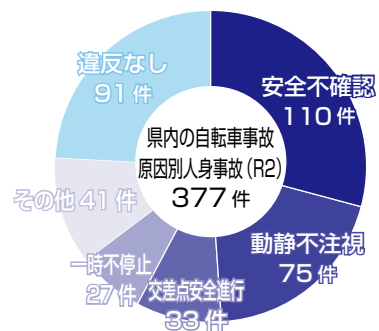
そのため紀宝警察署では、学校と連携した交通安全教室や自転車の安全点検のほか、児童生徒の通学時間帯における保護誘導や交通安全指導などの街頭活動を強化しています。また、管内の商業施設などにおいては、来客者に自転車の交通ルールや運転マナーの遵守を呼び掛けています。

自転車は、運転免許が必要ない身近な乗り物ですが、「車両」であることを再認識していただき、2人乗りや傘さし運転、ながらスマホなどの交通違反が自分自身や周囲に対してどれだけ危険かを自覚し、交通事故防止のために交通ルールを遵守してください。

なお、三重県では、10月1日から自転車保険への加入が義務化されますので、ご家庭で話し合い、万が一の事故に備えてください。加えて、自転車に乗るときは、ヘルメットを着用して頭部を守りましょう。



小学校での交通安全教室の様子



出典：三重県警察「令和2年中の交通事故から」

となら」といった一瞬の油断が一生を左右する事故につながりかねません。だれでも気軽に乗れる自転車だからこそ、一人ひとりが交通ルールを守り、正しく乗ることが大切です。

一歩間違えば大事故に!!

こんな運転していませんか？



ながらスマホ



傘さし運転



イヤホン使用運転

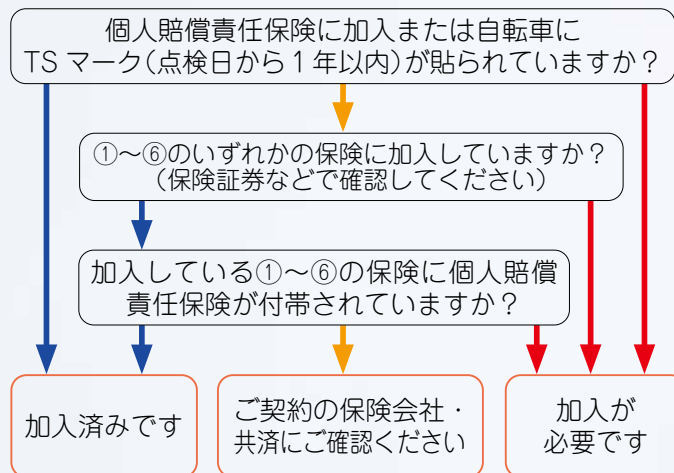
◆「ながら運転」は危険です!!

周りが見えにくい状態や周囲の音が聞こえにくい状態で自転車を運転することは、不安定な運転になったり、周りの自動車や歩行者などに対する注意が不十分になったりするため交通事故の原因になります。

自転車を安全に操作できない「ながら運転」は、絶対にやめましょう。

<自転車保険の加入状況チェックシート>

はい → わからない → いいえ



※①～⑥の番号は右の保険の種類をご確認ください。

知っていますか？

自転車安全利用5則

01 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は車の「なかま」です。したがって、車と同じ車道通行が原則です。

02 左側の車道を通行

自転車は車道の左側に寄って通行しましょう。

03 歩道は歩行者優先で、自転車は車道よりを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しましょう。

04 安全ルールを守る



夜間はライト点灯



2人乗り禁止



並走禁止

※上記のほかにも、信号遵守や安全確認などを行いましょう。

05 子どもはヘルメット着用

13歳未満の子どもや補助いすなどで自転車に同乗する子どもへのヘルメット着用を心がけましょう。また、あわせて大人も着用しましょう。

実際に発生した 自転車事故による高額賠償請求

自転車事故は被害の大きさにより、下記の事例のような莫大な賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。

賠償額

約 9,521 万円

夜間、自転車で坂道を下っていた小学5年生の児童が歩行中の62歳女性と衝突し、歩行者の女性の意識が戻らない状態となりました。

この判例では、未成年の子どもに代わり、監督義務を問われた母親が賠償を求められました。

三重県では10月1日から、万が一の交通事故に備え、被害者の救済、加害者の経済的負担の軽減を目的として、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務化になります。自転車事故で他人にケガをさせてしまい加害者となるケースも少なくありません。万が一、事故が起きてしまったときの備えとして保険に加入しておくことが重要です。今一度、左記のチェックシートで加入状況を確認し、加入していない人は加入するようにしましょう。

◆自転車運転中の賠償責任を補償する保険

保険の種類
①「自動車保険」等の名称で傷害保険とセットの保険
② 火災保険（特約）、自動車保険（特約）、傷害保険（特約）のいずれか
③ クレジットカードなどの付帯保険
④ 会社などの団体保険
⑤ PTAの保険など学校・大学で加入している保険
⑥ 交通安全協会の自転車会員として加入している保険

※①～⑥の保険・共済に加入しているかを確認し、これらに「個人賠償責任保険」が契約（付帯）しているかを確認してください。

※TSマーク付帯保険は、点検整備された自転車に付帯された保険です。